

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その1)

(参考)

- OP 1…所得税額を課税標準とする課税方式

OP 2…課税総所得金額を課税標準とする課税方式

区 分			昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	区 分		
市 町 村 民 税	税 率	個 人	・ 均等割 400円～800円 〔制限税率 500円～1,000円〕 ・ 所得割 ○ P 1 前年所得 の18%	・ 均等割 300円～700円 〔制限税率 400円～900円〕		・ 所得割○ P 1 の場 合の標準税率及 び制限税率を廃 止し賦課制限制 度が設けられた。	・ 均等割 200円～600円 〔制限税率 300円～600円〕 ・ 所得割については 各課税方式に賦課 制限	・ 所得割○ P 1 の 標準税率15% (制限税率18%)		・ ○ P 2 及び○ P 3 に ついて準拠税率を法 定した。	・ 所得割○ P 1 の標準 税率18.5% (制限税率22%)	個 人	税 率	市 町 村 民 税
		法 人	・ 均等割 1,200円～2,400円	・ 法人税割（創設） 標準税率15% (制限税率16%)	・ 法人税割 標準税率12.5% (制限税率15%)		・ 法人税割 標準税率7.5% (制限税率9.0%)	・ 法人税割 標準税率8.1% (制限税率9.7%)						
	そ の 他		・ 課税方式（OP）は 3つあった。	・ ただし書課税方 式が決定された。			・ 都道府県民税の創 設に伴い税源移譲						そ の 他	
固 定 資 産 税	税 率	・ 標準税率1.6%		(制限税率3.0%)			・ 標準税率1.5% (制限税率2.5%)	・ 標準税率1.4% (制限税率2.5%)				税 率	固 定 資 産 税	
	そ の 他	・ 免税点 土地家屋 10,000円 償却資産 10,000円	・ 免税点 償却資産 30,000円			・ 都道府県税として 不動産取得税が創 設された。 ・ 免税点 償却資産 50,000円	・ 大規模償却資産に対 する課税権を制限し た。 (改正は29年度)	・ 国有資産等所在市町 村交付金及び公社有 資産所在市町村納付 金の創設 ・ 免税点 償却資産 100,000円			そ の 他			
市 町 村 た ば こ 消 費 税							・ 創設 税率 $\frac{10}{115}$		税率 $\frac{9}{100}$		税率 $\frac{11}{100}$	市 町 村 た ば こ 消 費 税		
電 気 ガ ス 税			・ 税率 $\frac{10}{100}$									電 気 ガ ス 税		
そ の 他			・ 自転車税 ・ 荷車税 ・ 木材引取税 ・ 鉱産税 ・ 入湯税 ・ 水利地益税 ・ 共同施設税 ・ 広告税 ・ 接客人税	・ 国民健康保険税の 創設	・ 広告税及び接客 人税の廃止		・ 自転車税、荷車税 の自転車荷車税と の統合		・ 都市計画税の創設 (制限税率0.2%)	・ 国有提供施設等所在 市町村助成交付金の 創設	・ 自転車荷車税の廃止、 原動機付自転車を軽自 動車及び2輪の小型自 動車と併せ軽自動車税 の創設	そ の 他		

Ⅷ 税制及び税率

1. 税 制
(1) 市町村税制の推移(その2)

区 分			昭和34年度～35年 度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	区 分		
市 町 村 民 税	税 率	個 人	・所得割〇 P 1 の 標準税率20％ （制限税率24％）	・所得割2％から14％ まで13段階の超過 累進税率 〔 昭和37年度 〕 〔 昭和38年度 〕 〔 昭和39年度 〕 〔 昭和40年度 〕 〔 昭和41年度 〕 〔 昭和42年度 〕 〔 昭和43年度 〕 〔 昭和44年度 〕 〔 昭和45年度 〕 〔 昭和46年度 〕 〔 昭和47年度 〕 〔 昭和48年度 〕 〔 昭和49年度 〕 〔 昭和50年度 〕 〔 昭和51年度 〕 〔 昭和52年度 〕 〔 昭和53年度 〕 〔 昭和54年度 〕 〔 昭和55年度 〕 〔 昭和56年度 〕 〔 昭和57年度 〕 〔 昭和58年度 〕 〔 昭和59年度 〕 〔 昭和60年度 〕 〔 昭和61年度 〕 〔 昭和62年度 〕 〔 昭和63年度 〕 〔 昭和64年度 〕 〔 昭和65年度 〕 〔 昭和66年度 〕 〔 昭和67年度 〕 〔 昭和68年度 〕 〔 昭和69年度 〕 〔 昭和70年度 〕 〔 昭和71年度 〕 〔 昭和72年度 〕 〔 昭和73年度 〕 〔 昭和74年度 〕 〔 昭和75年度 〕 〔 昭和76年度 〕 〔 昭和77年度 〕 〔 昭和78年度 〕 〔 昭和79年度 〕 〔 昭和80年度 〕 〔 昭和81年度 〕 〔 昭和82年度 〕 〔 昭和83年度 〕 〔 昭和84年度 〕 〔 昭和85年度 〕 〔 昭和86年度 〕 〔 昭和87年度 〕 〔 昭和88年度 〕 〔 昭和89年度 〕 〔 昭和90年度 〕 〔 昭和91年度 〕 〔 昭和92年度 〕 〔 昭和93年度 〕 〔 昭和94年度 〕 〔 昭和95年度 〕 〔 昭和96年度 〕 〔 昭和97年度 〕 〔 昭和98年度 〕 〔 昭和99年度 〕 〔 令和0年度 〕 〔 令和1年度 〕 〔 令和2年度 〕 〔 令和3年度 〕 〔 令和4年度 〕 〔 令和5年度 〕 〔 令和6年度 〕 〔 令和7年度 〕 〔 令和8年度 〕 〔 令和9年度 〕 〔 令和10年度 〕 〔 令和11年度 〕 〔 令和12年度 〕 〔 令和13年度 〕 〔 令和14年度 〕 〔 令和15年度 〕 〔 令和16年度 〕 〔 令和17年度 〕 〔 令和18年度 〕 〔 令和19年度 〕 〔 令和20年度 〕 〔 令和21年度 〕 〔 令和22年度 〕 〔 令和23年度 〕 〔 令和24年度 〕 〔 令和25年度 〕 〔 令和26年度 〕 〔 令和27年度 〕 〔 令和28年度 〕 〔 令和29年度 〕 〔 令和30年度 〕 〔 令和31年度 〕 〔 令和32年度 〕 〔 令和33年度 〕 〔 令和34年度 〕 〔 令和35年度 〕 〔 令和36年度 〕 〔 令和37年度 〕 〔 令和38年度 〕 〔 令和39年度 〕 〔 令和40年度 〕 〔 令和41年度 〕 〔 令和42年度 〕 〔 令和43年度 〕 〔 令和44年度 〕 〔 令和45年度 〕 〔 令和46年度 〕 〔 令和47年度 〕 〔 令和48年度 〕 〔 令和49年度 〕 〔 令和50年度 〕 〔 令和51年度 〕 〔 令和52年度 〕 〔 令和53年度 〕 〔 令和54年度 〕 〔 令和55年度 〕 〔 令和56年度 〕 〔 令和57年度 〕 〔 令和58年度 〕 〔 令和59年度 〕 〔 令和60年度 〕 〔 令和61年度 〕 〔 令和62年度 〕 〔 令和63年度 〕 〔 令和64年度 〕 〔 令和65年度 〕 〔 令和66年度 〕 〔 令和67年度 〕 〔 令和68年度 〕 〔 令和69年度 〕 〔 令和70年度 〕 〔 令和71年度 〕 〔 令和72年度 〕 〔 令和73年度 〕 〔 令和74年度 〕 〔 令和75年度 〕 〔 令和76年度 〕 〔 令和77年度 〕 〔 令和78年度 〕 〔 令和79年度 〕 〔 令和80年度 〕 〔 令和81年度 〕 〔 令和82年度 〕 〔 令和83年度 〕 〔 令和84年度 〕 〔 令和85年度 〕 〔 令和86年度 〕 〔 令和87年度 〕 〔 令和88年度 〕 〔 令和89年度 〕 〔 令和90年度 〕 〔 令和91年度 〕 〔 令和92年度 〕 〔 令和93年度 〕 〔 令和94年度 〕 〔 令和95年度 〕 〔 令和96年度 〕 〔 令和97年度 〕 〔 令和98年度 〕 〔 令和99年度 〕 〔 令和100年度 〕 〔 令和101年度 〕 〔 令和102年度 〕 〔 令和103年度 〕 〔 令和104年度 〕 〔 令和105年度 〕 〔 令和106年度 〕 〔 令和107年度 〕 〔 令和108年度 〕 〔 令和109年度 〕 〔 令和110年度 〕 〔 令和111年度 〕 〔 令和112年度 〕 〔 令和113年度 〕 〔 令和114年度 〕 〔 令和115年度 〕 〔 令和116年度 〕 〔 令和117年度 〕 〔 令和118年度 〕 〔 令和119年度 〕 〔 令和120年度 〕 〔 令和121年度 〕 〔 令和122年度 〕 〔 令和123年度 〕 〔 令和124年度 〕 〔 令和125年度 〕 〔 令和126年度 〕 〔 令和127年度 〕 〔 令和128年度 〕 〔 令和129年度 〕 〔 令和130年度 〕 〔 令和131年度 〕 〔 令和132年度 〕 〔 令和133年度 〕 〔 令和134年度 〕 〔 令和135年度 〕 〔 令和136年度 〕 〔 令和137年度 〕 〔 令和138年度 〕 〔 令和139年度 〕 〔 令和140年度 〕 〔 令和141年度 〕 〔 令和142年度 〕 〔 令和143年度 〕 〔 令和144年度 〕 〔 令和145年度 〕 〔 令和146年度 〕 〔 令和147年度 〕 〔 令和148年度 〕 〔 令和149年度 〕 〔 令和150年度 〕 〔 令和151年度 〕 〔 令和152年度 〕 〔 令和153年度 〕 〔 令和154年度 〕 〔 令和155年度 〕 〔 令和156年度 〕 〔 令和157年度 〕 〔 令和158年度 〕 〔 令和159年度 〕 〔 令和160年度 〕 〔 令和161年度 〕 〔 令和162年度 〕 〔 令和163年度 〕 〔 令和164年度 〕 〔 令和165年度 〕 〔 令和166年度 〕 〔 令和167年度 〕 〔 令和168年度 〕 〔 令和169年度 〕 〔 令和170年度 〕 〔 令和171年度 〕 〔 令和172年度 〕 〔 令和173年度 〕 〔 令和174年度 〕 〔 令和175年度 〕 〔 令和176年度 〕 〔 令和177年度 〕 〔 令和178年度 〕 〔 令和179年度 〕 〔 令和180年度 〕 〔 令和181年度 〕 〔 令和182年度 〕 〔 令和183年度 〕 〔 令和184年度 〕 〔 令和185年度 〕 〔 令和186年度 〕 〔 令和187年度 〕 〔 令和188年度 〕 〔 令和189年度 〕 〔 令和190年度 〕 〔 令和191年度 〕 〔 令和192年度 〕 〔 令和193年度 〕 〔 令和194年度 〕 〔 令和195年度 〕 〔 令和196年度 〕 〔 令和197年度 〕 〔 令和198年度 〕 〔 令和199年度 〕 〔 令和200年度 〕 〔 令和201年度 〕 〔 令和202年度 〕 〔 令和203年度 〕 〔 令和204年度 〕 〔 令和205年度 〕 〔 令和206年度 〕 〔 令和207年度 〕 〔 令和208年度 〕 〔 令和209年度 〕 〔 令和210年度 〕 〔 令和211年度 〕 〔 令和212年度 〕 〔 令和213年度 〕 〔 令和214年度 〕 〔 令和215年度 〕 〔 令和216年度 〕 〔 令和217年度 〕 〔 令和218年度 〕 〔 令和219年度 〕 〔 令和220年度 〕 〔 令和221年度 〕 〔 令和222年度 〕 〔 令和223年度 〕 〔 令和224年度 〕 〔 令和225年度 〕 〔 令和226年度 〕 〔 令和227年度 〕 〔 令和228年度 〕 〔 令和229年度 〕 〔 令和230年度 〕 〔 令和231年度 〕 〔 令和232年度 〕 〔 令和233年度 〕 〔 令和234年度 〕 〔 令和235年度 〕 〔 令和236年度 〕 〔 令和237年度 〕 〔 令和238年度 〕 〔 令和239年度 〕 〔 令和240年度 〕 〔 令和241年度 〕 〔 令和242年度 〕 〔 令和243年度 〕 〔 令和244年度 〕 〔 令和245年度 〕 〔 令和246年度 〕 〔 令和247年度 〕 〔 令和248年度 〕 〔 令和249年度 〕 〔 令和250年度 〕 〔 令和251年度 〕 〔 令和252年度 〕 〔 令和253年度 〕 〔 令和254年度 〕 〔 令和255年度 〕 〔 令和256年度 〕 〔 令和257年度 〕 〔 令和258年度 〕 〔 令和259年度 〕 〔 令和260年度 〕 〔 令和261年度 〕 〔 令和262年度 〕 〔 令和263年度 〕 〔 令和264年度 〕 〔 令和265年度 〕 〔 令和266年度 〕 〔 令和267年度 〕 〔 令和268年度 〕 〔 令和269年度 〕 〔 令和270年度 〕 〔 令和271年度 〕 〔 令和272年度 〕 〔 令和273年度 〕 〔 令和274年度 〕 〔 令和275年度 〕 〔 令和276年度 〕 〔 令和277年度 〕 〔 令和278年度 〕 〔 令和279年度 〕 〔 令和280年度 〕 〔 令和281年度 〕 〔 令和282年度 〕 〔 令和283年度 〕 〔 令和284年度 〕 〔 令和285年度 〕 〔 令和286年度 〕 〔 令和287年度 〕 〔 令和288年度 〕 〔 令和289年度 〕 〔 令和290年度 〕 〔 令和291年度 〕 〔 令和292年度 〕 〔 令和293年度 〕 〔 令和294年度 〕 〔 令和295年度 〕 〔 令和296年度 〕 〔 令和297年度 〕 〔 令和298年度 〕 〔 令和299年度 〕 〔 令和300年度 〕 〔 令和301年度 〕 〔 令和302年度 〕 〔 令和303年度 〕 〔 令和304年度 〕 〔 令和305年度 〕 〔 令和306年度 〕 〔 令和307年度 〕 〔 令和308年度 〕 〔 令和309年度 〕 〔 令和310年度 〕 〔 令和311年度 〕 〔 令和312年度 〕 〔 令和313年度 〕 〔 令和314年度 〕 〔 令和315年度 〕 〔 令和316年度 〕 〔 令和317年度 〕 〔 令和318年度 〕 〔 令和319年度 〕 〔 令和320年度 〕 〔 令和321年度 〕 〔 令和322年度 〕 〔 令和323年度 〕 〔 令和324年度 〕 〔 令和325年度 〕 〔 令和326年度 〕 〔 令和327年度 〕 〔 令和328年度 〕 〔 令和329年度 〕 〔 令和330年度 〕 〔 令和331年度 〕 〔 令和332年度 〕 〔 令和333年度 〕 〔 令和334年度 〕 〔 令和335年度 〕 〔 令和336年度 〕 〔 令和337年度 〕 〔 令和338年度 〕 〔 令和339年度 〕 〔 令和340年度 〕 〔 令和341年度 〕 〔 令和342年度 〕 〔 令和343年度 〕 〔 令和344年度 〕 〔 令和345年度 〕 〔 令和346年度 〕 〔 令和347年度 〕 〔 令和348年度 〕 〔 令和349年度 〕 〔 令和350年度 〕 〔 令和351年度 〕 〔 令和352年度 〕 〔 令和353年度 〕 〔 令和354年度 〕 〔 令和355年度 〕 〔 令和356年度 〕 〔 令和357年度 〕 〔 令和358年度 〕 〔 令和359年度 〕 〔 令和360年度 〕 〔 令和361年度 〕 〔 令和362年度 〕 〔 令和363年度 〕 〔 令和364年度 〕 〔 令和365年度 〕 〔 令和366年度 〕 〔 令和367年度 〕 〔 令和368年度 〕 〔 令和369年度 〕 〔 令和370年度 〕 〔 令和371年度 〕 〔 令和372年度 〕 〔 令和373年度 〕 〔 令和374年度 〕 〔 令和375年度 〕 〔 令和376年度 〕 〔 令和377年度 〕 〔 令和378年度 〕 〔 令和379年度 〕 〔 令和380年度 〕 〔 令和381年度 〕 〔 令和382年度 〕 〔 令和383年度 〕 〔 令和384年度 〕 〔 令和385年度 〕 〔 令和386年度 〕 〔 令和387年度 〕 〔 令和388年度 〕 〔 令和389年度 〕 〔 令和390年度 〕 〔 令和391年度 〕 〔 令和392年度 〕 〔 令和393年度 〕 〔 令和394年度 〕 〔 令和395年度 〕 〔 令和396年度 〕 〔 令和397年度 〕 〔 令和398年度 〕 〔 令和399年度 〕 〔 令和400年度 〕 〔 令和401年度 〕 〔 令和402年度 〕 〔 令和403年度 〕 〔 令和404年度 〕 〔 令和405年度 〕 〔 令和406年度 〕 〔 令和407年度 〕 〔 令和408年度 〕 〔 令和409年度 〕 〔 令和410年度 〕 〔 令和411年度 〕 〔 令和412年度 〕 〔 令和413年度 〕 〔 令和414年度 〕 〔 令和415年度 〕 〔 令和416年度 〕 〔 令和417年度 〕 〔 令和418年度 〕 〔 令和419年度 〕 〔 令和420年度 〕 〔 令和421年度 〕 〔 令和422年度 〕 〔 令和423年度 〕 〔 令和424年度 〕 〔 令和425年度 〕 〔 令和426年度 〕 〔 令和427年度 〕 〔 令和428年度 〕 〔 令和429年度 〕 〔 令和430年度 〕 〔 令和431年度 〕 〔 令和432年度 〕 〔 令和433年度 〕 〔 令和434年度 〕 〔 令和435年度 〕 〔 令和436年度 〕 〔 令和437年度 〕 〔 令和438年度 〕 〔 令和439年度 〕 〔 令和440年度 〕 〔 令和441年度 〕 〔 令和442年度 〕 〔 令和443年度 〕 〔 令和444年度 〕 〔 令和445年度 〕 〔 令和446年度 〕 〔 令和447年度 〕 〔 令和448年度 〕 〔 令和449年度 〕 〔 令和450年度 〕 〔 令和451年度 〕 〔 令和452年度 〕 〔 令和453年度 〕 〔 令和454年度 〕 〔 令和455年度 〕 〔 令和456年度 〕 〔 令和457年度 〕 〔 令和458年度 〕 〔 令和459年度 〕 〔 令和460年度 〕 〔 令和461年度 〕 〔 令和462年度 〕 〔 令和463年度 〕 〔 令和464年度 〕 〔 令和465年度 〕 〔 令和466年度 〕 〔 令和467年度 〕 〔 令和468年度 〕 〔 令和469年度 〕 〔 令和470年度 〕 〔 令和471年度 〕 〔 令和472年度 〕 〔 令和473年度 〕 〔 令和474年度 〕 〔 令和475年度 〕 〔 令和476年度 〕 〔 令和477年度 〕 〔 令和478年度 〕 〔 令和479年度 〕 〔 令和480年度 〕 〔 令和481年度 〕 〔 令和482年度 〕 〔 令和483年度 〕 〔 令和484年度 〕 〔 令和485年度 〕 〔 令和486年度 〕 〔 令和487年度 〕 〔 令和488年度 〕 〔 令和489年度 〕 〔 令和490年度 〕 〔 令和491年度 〕 〔 令和492年度 〕 〔 令和493年度 〕 〔 令和494年度 〕 〔 令和495年度 〕 〔 令和496年度 〕 〔 令和497年度 〕 〔 令和498年度 〕 〔 令和499年度 〕 〔 令和500年度 〕 〔 令和501年度 〕 〔 令和502年度 〕 〔 令和503年度 〕 〔 令和504年度 〕 〔 令和505年度 〕 〔 令和506年度 〕 〔 令和507年度 〕 〔 令和508年度 〕 〔 令和509年度 〕 〔 令和510年度 〕 〔 令和511年度 〕 〔 令和512年度 〕 〔 令和513年度 〕 〔 令和514年度 〕 〔 令和515年度 〕 〔 令和516年度 〕 〔 令和517年度 〕 〔 令和518年度 〕 〔 令和519年度 〕 〔 令和520年度 〕 〔 令和521年度 〕 〔 令和522年度 〕 〔 令和523年度 〕 〔 令和524年度 〕 〔 令和525年度 〕 〔 令和526年度 〕 〔 令和527年度 〕 〔 令和528年度 〕 〔 令和529年度 〕 〔 令和530年度 〕 〔 令和531年度 〕 〔 令和532年度 〕 〔 令和533年度 〕 〔 令和534年度 〕 〔 令和535年度 〕 〔 令和536年度 〕 〔 令和537年度 〕 〔 令和538年度 〕 〔 令和539年度 〕 〔 令和540年度 〕 〔 令和541年度 〕 〔 令和542年度 〕 〔 令和543年度 〕 〔 令和544年度 〕 〔 令和545年度 〕 〔 令和546年度 〕 〔 令和547年度 〕 〔 令和548年度 〕 〔 令和549年度 〕 〔 令和550年度 〕 〔 令和551年度 〕 〔 令和552年度 〕 〔 令和553年度 〕 〔 令和554年度 〕 〔 令和555年度 〕 〔 令和556年度 〕 〔 令和557年度 〕 〔 令和558年度 〕 〔 令和559年度 〕 〔 令和560年度 〕 〔 令和561年度 〕 〔 令和562年度 〕 〔 令和563年度 〕 〔 令和564年度 〕 〔 令和565年度 〕 〔 令和566年度 〕 〔 令和567年度 〕 〔 令和568年度 〕 〔 令和569年度 〕 〔 令和570年度 〕 〔 令和571年度 〕 〔 令和572年度 〕 〔 令和573年度 〕 〔 令和574年度 〕 〔 令和575年度 〕 〔 令和576年度 〕 〔 令和577年度 〕 〔 令和578年度 〕 〔 令和579年度 〕 〔 令和580年度 〕 〔 令和581年度 〕 〔 令和582年度 〕 〔 令和583年度 〕 〔 令和584年度 〕 〔 令和585年度 〕 〔 令和586年度 〕 〔 令和587年度 〕 〔 令和588年度 〕 〔 令和589年度 〕 〔 令和590年度 〕 〔 令和591年度 〕 〔 令和592年度 〕 〔 令和593年度 〕 〔 令和594年度 〕 〔 令和595年度 〕 〔 令和596年度 〕 〔 令和597年度 〕 〔 令和598年度 〕 〔 令和599年度 〕 〔 令和600年度 〕 〔 令和601年度 〕 〔 令和602年度 〕 〔 令和603年度 〕 〔 令和604年度 〕 〔 令和605年度 〕 〔 令和606年度 〕 〔 令和607年度 〕 〔 令和608年度 〕 〔 令和609年度 〕 〔 令和610年度 〕 〔 令和611年度 〕 〔 令和612年度 〕 〔 令和613年度 〕 〔 令和614年度 〕 〔 令和615年度 〕 〔 令和616年度 〕 〔 令和617年度 〕 〔 令和618年度 〕 〔 令和619年度 〕 〔 令和620年度 〕 〔 令和621年度 〕 〔 令和622年度 〕 〔 令和623年度 〕 〔 令和624年度 〕 〔 令和625年度 〕 〔 令和626年度 〕 〔 令和627年度 〕 〔 令和628年度 〕 〔 令和629年度 〕 〔 令和630年度 〕 〔 令和631年度 〕 〔 令和632年度 〕 〔 令和633年度 〕 〔 令和634年度 〕 〔 令和635年度 〕 〔 令和636年度 〕 〔 令和637年度 〕 〔 令和638年度 〕 〔 令和639年度 〕 〔 令和640年度 〕 〔 令和641年度 〕 〔 令和642年度 〕 〔 令和643年度 〕 〔 令和644年度 〕 〔 令和645年度 〕 〔 令和646年度 〕 〔 令和647年度 〕 〔 令和648年度 〕 〔 令和649年度 〕 〔 令和650年度 〕 〔 令和651年度 〕 〔 令和652年度 〕 〔 令和653年度 〕 〔 令和654年度 〕 〔 令和655年度 〕 〔 令和656年度 〕 〔 令和657年度 〕 〔 令和658年度 〕 〔 令和659年度 〕 〔 令和660年度 〕 〔 令和661年度 〕 〔 令和662年度 〕 〔 令和663年度 〕 〔 令和664年度 〕 〔 令和665年度 〕 〔 令和666年度 〕 〔 令和667年度 〕 〔 令和668年度 〕 〔 令和669年度 〕 〔 令和670年度 〕 〔 令和671年度 〕 〔 令和672年度 〕 〔 令和673年度 〕 〔 令和674年度 〕 〔 令和675年度 〕 〔 令和676年度 〕 〔 令和677年度 〕 〔 令和678年度 〕 〔 令和679年度 〕 〔 令和680年度 〕 〔 令和681年度 〕 〔 令和682年度 〕 〔 令和683年度 〕 〔 令和684年度 〕 〔 令和685年度 〕 〔 令和686年度 〕 〔 令和687年度 〕 〔 令和688年度 〕 〔 令和689年度 〕 〔 令和690年度 〕 〔 令和691年度 〕 〔 令和692年度 〕 〔 令和693年度 〕 〔 令和694年度 〕 〔 令和695年度 〕 〔 令和696年度 〕 〔 令和697年度 〕 〔 令和698年度 〕 〔 令和699年度 〕 〔 令和700年度 〕 〔 令和701年度 〕 〔 令和702年度 〕 〔 令和703年度 〕 〔 令和704年度 〕 〔 令和705年度 〕 〔 令和706年度 〕 〔 令和707年度 〕 〔 令和708年度 〕 〔 令和709年度 〕 〔 令和710年度 〕 〔 令和711年度 〕 〔 令和712年度 〕 〔 令和713年度 〕 〔 令和714年度 〕 〔 令和715年度 〕 〔 令和716年度 〕 〔 令和717年度 〕 〔 令和718年度 〕 〔 令和719年度 〕 〔 令和720年度 〕 〔 令和721年度 〕 〔 令和722年度 〕 〔 令和723年度 〕 〔 令和724年度 〕 〔 令和725年度 〕 〔 令和726年度 〕 〔 令和727年度 〕 〔 令和728年度 〕 〔 令和729年度 〕 〔 令和730年度 〕 〔 令和731年度 〕 〔 令和732年度 〕 〔 令和733年度 〕 〔 令和734年度 〕 〔 令和735年度 〕 〔 令和736年度 〕 〔 令和737年度 〕 〔 令和738年度 〕 〔 令和739年度 〕 〔 令和740年度 〕 〔 令和741年度 〕 〔 令和742年度 〕 〔 令和743年度 〕 〔 令和744年度 〕 〔 令和745年度 〕 〔 令和746年度 〕 〔 令和747年度 〕 〔 令和748年度 〕 〔 令和749年度 〕 〔 令和750年度 〕 〔 令和751年度 〕 〔 令和752年度 〕 〔 令和753年度 〕 〔 令和754年度 〕 〔 令和755年度 〕 〔 令和756年度 〕 〔 令和757年度 〕 〔 令和758年度 〕 〔 令和759年度 〕 〔 令和760年度 〕 〔 令和761年度 〕 〔 令和762年度 〕 〔 令和763年度 〕 〔 令和764年度 〕 〔 令和765年度 〕 〔 令和766年度 〕 〔 令和767年度 〕 〔 令和768年度 〕 〔 令和769年度 〕 〔 令和770年度 〕 〔 令和771年度 〕 〔 令和772年度 〕 〔 令和773年度 〕 〔 令和774年度 〕 〔 令和775年度 〕 〔 令和776年度 〕 〔 令和777年度 〕 〔 令和778年度 〕 〔 令和779年度 〕 〔 令和780年度 〕 〔 令和781年度 〕 〔 令和782年度 〕 〔 令和783年度 〕 〔 令和784年度 〕 〔 令和785年度 〕 〔 令和786年度 〕 〔 令和787年度 〕 〔 令和788年度 〕 〔 令和789年度 〕 〔 令和790年度 〕 〔 令和791年度 〕 〔 令和792年度 〕 〔 令和793年度 〕 〔 令和794年度 〕 〔 令和795年度 〕 〔 令和796年度 〕 〔 令和797年度 〕 〔 令和798年度 〕 〔 令和799年度 〕 〔 令和800年度 〕 〔 令和801年度 〕 〔 令和802年度 〕 〔 令和803年度 〕 〔 令和804年度 〕 〔 令和805年度 〕 〔 令和806年度 〕 〔 令和807年度 〕 〔 令和808年度 〕 〔 令和809年度 〕 〔 令和810年度 〕 〔 令和811年度 〕 〔 令和812年度 〕 〔 令和813年度 〕 〔 令和814年度 〕 〔 令和815年度 〕 〔 令和816年度 〕 〔 令和817年度 〕 〔 令和818年度 〕 〔 令和819年度 〕 〔 令和820年度 〕 〔 令和821年度 〕 〔 令和822年度 〕 〔 令和823年度 〕 〔 令和824年度 〕 〔 令和825年度 〕 〔 令和826年度 〕 〔 令和827年度 〕 〔 令和828年度 〕 〔 令和829年度 〕 〔 令和830年度 〕 〔 令和831年度 〕 〔 令和832年度 〕 〔 令和833年度 〕 〔 令和834年度 〕 〔 令和835年度 〕 〔 令和836年度 〕 〔 令和837年度 〕 〔 令和838年度 〕 〔 令和839年度 〕 〔 令和840年度 〕 〔 令和841年度 〕 〔 令和842年度 〕 〔 令和843年度 〕 〔 令和844年度 〕 〔 令和845年度 〕 〔 令和846年度 〕 〔 令和847年度 〕 〔 令和848年度 〕 〔 令和849年度 〕 〔 令和850年度 〕 〔 令和851年度 〕 〔 令和852年度 〕 〔 令和853年度 〕 〔 令和854年度 〕 〔 令和855年度 〕 〔 令和856年度 〕 〔 令和857年度 〕 〔 令和858年度 〕 〔 令和859年度 〕 〔 令和860年度 〕 〔 令和861年度 〕 〔 令和862年度 〕 〔 令和863年度 〕 〔 令和864年度 〕 〔 令和865年度 〕 〔 令和866年度 〕 〔 令和867年度 〕 〔 令和868年度 〕 〔 令和869年度 〕 〔 令和870年度 〕 〔 令和871年度 〕 〔 令和872年度 〕 〔 令和873年度 〕 〔 令和874年度 〕 〔 令和875年度 〕 〔 令和876年度 〕 〔 令和877年度 〕 〔 令和878年度 〕 〔 令和879年度 〕 〔 令和880年度 〕 〔 令和881年度 〕 〔 令和882年度 〕 〔 令和883年度 〕 〔 令和884年度 〕 〔 令和885年度 〕 〔 令和886年度 〕 〔 令和887年度 〕 〔 令和888年度 〕 〔 令和889年度 〕 〔 令和890年度 〕 〔 令和891年度 〕 〔 令和892年度 〕 〔 令和893年度 〕 〔 令和894年度 〕 〔 令和895年度 〕 〔 令和896年度 〕 〔 令和897年度 〕 〔 令和898年度 〕 〔 令和899年度 〕 〔 令和900年度 〕 〔 令和901年度 〕 〔 令和902年度 〕 〔 令和903年度 〕 〔 令和904年度 〕 〔 令和905年度 〕 〔 令和906年度 〕 〔 令和907年度 〕 〔 令和908年度 〕 〔 令和909年度 〕 〔 令和910年度 〕 〔 令和911年度 〕 〔 令和912年度 〕 〔 令和913年度 〕 〔 令和914年度 〕 〔 令和915年度 〕 〔 令和916年度 〕 〔 令和917年度 〕 〔 令和918年度 〕 〔 令和919年度 〕 〔 令和920年度 〕 〔 令和921年度 〕 〔 令和922年度 〕 〔 令和923年度 〕 〔 令和924年度 〕 〔 令和925年度 〕 〔 令和926年度 〕 〔 令和927年度 〕 〔 令和928年度 〕 〔 令和929年度 〕 〔 令和930年度 〕 〔 令和931年度 〕 〔 令和932年度 〕 〔 令和933年度 〕 〔 令和934年度 〕 〔 令和935年度 〕 〔 令和936年度 〕 〔 令和937年度 〕 〔 令和938年度 〕 〔 令和939年度 〕 〔 令和940年度 〕 〔 令和941年度 〕 〔 令和942年度 〕 〔 令和943年度 〕 〔 令和944年度 〕 〔 令和945年度 〕 〔 令和946年度 〕 〔 令和947年度 〕 〔 令和948年度 〕 〔 令和949年度 〕 〔 令和950年度 〕 〔 令和951年度 〕 〔 令和952年度 〕 〔 令和953年度 〕 〔 令和954年度 〕 〔 令和955年度 〕 〔 令和956年度 〕 〔 令和957年度 〕 〔 令和958年度 〕 〔 令和959年度 〕 〔 令和960年度 〕 〔 令和961年度 〕 〔 令和962年度 〕 〔 令和963年度 〕 〔 令和											

(注) 市町村民税欄の標準世帯は夫婦子2人の世帯をいう。

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その3)

区 分			昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	区 分		
市 町 村 民 税	税 率	個 人				・ 所得割 税率区分の緩和 30万円以下 2% 30万円 超 3% 50万円 〃 4% 80万円 〃 5% 110万円 〃 6% 以下従前どおり			・ 均等割 $\left\{ \begin{array}{l} 700円 \\ 1,200円 \\ 1,700円 \end{array} \right.$				個 人	税 率	市 町 村 民 税
		法 人	・ 法人税割 標準税率9.1% (制限税率10.7%)				・ 法人税割 標準税率12.1% (制限税率14.5%)		・ 均等割 標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 7,200円 \\ 12,000円 \\ 24,000円 \end{array} \right.$	・ 均等割 標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 8,000円 \\ 24,000円 \\ 80,000円 \end{array} \right.$	・ 均等割 標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 800,000円 \\ 400,000円 \\ 80,000円 \\ 24,000円 \\ 8,000円 \end{array} \right.$		法 人		
	そ の 他		・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 641千円 事業所得者（青色） 617千円	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 728千円 事業所得者（青色） 669千円	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 805千円 事業所得者（青色） 721千円	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 866千円 事業所得者（青色） 934千円	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,016千円 事業所得者（青色） 1,007千円	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,218千円 事業所得者（青色） 1,079千円	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,309千円 事業所得者（青色） 同左	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,418千円 事業所得者（青色） 1,160千円		・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,490千円 事業所得者（青色） 1,191千円	そ の 他		
	税 率													税 率	
固 定 資 産 税	税 率												税 率		固 定 資 産 税
	そ の 他		・ 土地に対する負担調 整率の拡充評価額の 上昇率25倍以上のも のの負担調整率1.4			・ 免税点 土地150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円 住宅用地の負担軽減 非住宅用地の負担の 適性化	・ 小規模住宅用地の負 担軽減 ・ 個人の非住宅用地の 負担の調整		・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和51～53年度)			・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和54～56年度)	そ の 他		
市 町 村 た ば こ 消 費 税													市 町 村 た ば こ 消 費 税		
電 気 税			・ 免税点 600円	・ 免税点 700円	・ 免税点 800円	・ 免税点1,000円 ・ 税率 $\frac{6}{100} \left[\begin{array}{l} 10月 \\ 以降 \end{array} \right]$	・ 免税点 $\left\{ \begin{array}{l} 1,200円 \\ 2,000円 \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} 1月 \\ 以降 \end{array} \right.$ ・ 税率 $\frac{5}{100}$			・ 免税点 2,400円			電 気 税		
ガ ス 税			・ 免税点 1,200円	・ 免税点 1,400円	・ 免税点 1,600円	・ 免税点2,100円 ・ 税率 $\frac{6}{100} \left[\begin{array}{l} 10月 \\ 以降 \end{array} \right]$	・ 免税点 $\left\{ \begin{array}{l} 2,700円 \\ 4,000円 \end{array} \right. \left[\begin{array}{l} 1月 \\ 以降 \end{array} \right.$ ・ 税率 $\frac{5}{100}$ $\frac{4}{100} \left[\begin{array}{l} 1月 \\ 以降 \end{array} \right]$	・ 税率 $\frac{3}{100} \left[\begin{array}{l} 7月 \\ 以降 \end{array} \right]$		・ 免税点 4,800円	・ 免税点 6,000円	・ 免税点 7,000円	ガ ス 税		
そ の 他			・ 都市計画税 新負担調整措置の実 施			・ 特別土地保有税の創 設 ・ 土地にかかる都市計 画税について、48年 度評価額による課税 実施		・ 事業所税の創設	・ 軽自動車税の標準税 率引上げ 〔制限税率の設定標準 税率の1.2倍〕 ・ 都市計画税 土地に係る新負担調 整措置の実施		・ 特別土地保有税 免除措置の創設 ・ 都市計画税 制限税率引上げ $\left[\frac{0.2}{100} \rightarrow \frac{0.3}{100} \right]$	・ 軽自動車税の標準税 率の引上げ ・ 都市計画税土地に係 る新負担調整措置の 実施	そ の 他		

(注) 電気税及びガス税は昭和48年度までは電気ガス税であった。

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その4)

区 分			昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	区 分		
市 町 村 民 税	税	個 人	・ 所得割 税率区分の改正 ・ 均等割 1,000円 1,500円 2,000円					・ 所得割 税率区分の改正 ・ 均等割 1,500円 2,000円 2,500円			・ 所得割 税率区分の改正	・ 所得割 税率区分の改正	個 人	税	市 町 村 民
		法 人		・ 均等割 税率適用区分の基準 の改正 ・ 法人税割 標準税率12.3% (制限税率14.7%)	・ 法人税割の徴収猶予 割合の引下げ $\frac{1}{2}$ 以下 ↓ $\frac{1}{4}$ 以下	・ 均等割 税率引上げ 資本金額1億円 以下の法人につ いても従業者区 分を設ける。税 率1.5倍～2.1倍	・ 均等割税率引上げ 標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 3,000,000円 \\ 1,750,000円 \\ 400,000円 \\ 150,000円 \\ 40,000円 \end{array} \right.$					法 人	率		
	そ の 他		・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,584千円 事業所得者（白色） 956千円	(56年度限り) 所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 1,757千円 ・ 事業所得者（白色） 1,170千円	(57年度限り) 所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 1,885千円 ・ 事業所得者（白色） 1,170千円		(当分の間の措置) 所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,000千円 ・ 事業所得者（白色） 1,250千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,021千円 ・ 事業所得者（白色） 1,250千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,135千円 ・ 事業所得者（白色） 1,330千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,135千円 ・ 事業所得者（白色） 1,330千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,135千円 ・ 事業所得者（白色） 1,330千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,192千円 ・ 事業所得者（白色） 1,370千円	そ の 他	税	
	固 定 資 産 税	税 率												税 率	固 定 資 産 税
そ の 他					・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和57～59年度) ・ 長期営農継続農地に 係る免除制度の創設	・ 営業用倉庫等に係る 課税標準の特例措置 等の縮減及び適用期 限の延長等		・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和60～62年度)	・ 専売公社、電電公社 の経営形態変更に伴 い、これらに係る非 課税措置納付金法廃 止	・ 国鉄の経営形態改革 に伴い、非課税措置 制度廃止、あわせて 課税標準の特例措置 等所要の措置創設	・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和63年～平成2年 度)	・ 営業用倉庫等に係る 課税標準の特例措置 等の縮減及び適用期 限の延長等	そ の 他		定 資 産 税
市 町 村 た ば こ (消 費) 税								・ 従価割14.3% ・ 従量割 350円/1,000本	・ 従量割 特例措置として 1,000本につき 290円を加算			・ 従価割の廃止 ・ 従量割 1,000本につき 1,997円	市 町 村 た ば こ (消 費) 税		
電 気 税			・ 免税点 3,600円									・ 電気税の廃止	電 気 税		
ガ ス 税			・ 免税点 10,000円		・ 免税点 12,000円							・ ガス税の廃止	ガ ス 税		
そ の 他			・ 事業所税の税率引上 げ	・ 軽自動車税の月割課 税の廃止	・ 特別土地保有税 ミニ保有税の創設		・ 軽自動車税 標準税率の引上げ		・ 事業所税の税率引上 げ				そ の 他		

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その5)

区 分			平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	区 分		
市 町 村 民	税	個 人		・所得割 税率区分の改正			・定率減税20%	・定率減税15% ・所得割 税率区分の改正 ・人的控除の引上げ ・給与所得控除の引上げ	・定率減税15% ・均等割税率引上げ $\left\{ \begin{array}{l} 2,000円 \\ 2,500円 \\ 3,000円 \end{array} \right.$	・所得割 税率の改正	・定額減税 $\left[\begin{array}{l} \text{本人17,000円} \\ \text{控除対象配偶者} \\ \text{又は扶養親族} \\ \text{一人につき} \\ \text{8,500円} \end{array} \right]$ ・各種所得控除額の引上げ	・定率減税15% ・所得割 最高税率引下げ ・特定扶養控除額の引上げ	個 人	税	市 町 村 民
		法 人					・均等割税率引上げ 標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 3,000,000円 \\ 1,750,000円 \\ 410,000円 \\ 400,000円 \\ 160,000円 \\ 150,000円 \\ 130,000円 \\ 120,000円 \\ 50,000円 \end{array} \right.$						法 人		
	税	そ の 他	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,307千円 ・事業所得者（白色） 1,450千円	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,392千円 ・事業所得者（白色） 1,510千円	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,450千円 ・事業所得者（白色） 1,550千円	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,535千円 ・事業所得者（白色） 1,610千円	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,607千円 ・事業所得者（白色） 1,660千円	同左	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,628千円 ・事業所得者（白色） 1,660千円	同左	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,685千円 ・事業所得者（白色） 1,700千円	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,700千円 ・事業所得者（白色） 1,710千円	そ の 他	税	
固 定 資 産 税	税 率												税 率		固 定 資 産 税
	そ の 他	・電気通信回線設備等に係る課税標準の特例措置等の縮減及び適用期限の延長等	・土地にかかる新たな負担調整措置の実施（平成3～5年度） ・長期営農継続農地制度の廃止 ・免税点の引上げ	・非課税等特別措置の整理合理化	・課税標準の特別措置等の整理合理化	・非課税措置又は課税標準の特例措置の整理合理化 ・土地にかかる新たな負担調整措置の実施（平成6～8年度）	・非課税等特別措置の整理合理化 ・土地に係る負担調整措置に伴う臨時特例措置の実施	・非課税等特別措置の整理合理化 ・土地に係る負担調整措置に伴う緊急臨時特例措置の実施	・非課税等特別措置の整理合理化 ・土地に係る税負担の調整措置の実施（平成9年度～）	・非課税等特別措置の整理合理化 ・新築住宅等に係る特例措置の見直し ・地価下落に対応した価格修正措置（平成10・11年度）	・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化	そ の 他		定 資 産 税
市町村たばこ税										・税率の改正 1,000本につき2,434円		・税率の改正 1,000本につき2,668円	市町村たばこ税		
そ の 他							都市計画税 ・土地に係る新たな負担調整措置の実施（平成6～8年度）	都市計画税 ・土地に係る負担調整措置に伴う臨時特例措置の実施	都市計画税 ・土地に係る負担調整措置に伴う緊急臨時特例措置の実施	都市計画税 ・土地に係る税負担の調整措置の実施（平成9年度～）	・特別土地保有税の制度の見直し $\left[\begin{array}{l} \text{ミニ保有税} \\ \text{の経過措置} \\ \text{の廃止等} \end{array} \right]$ ・地価下落に対応した価格修正措置（平成10・11年度）	・延滞金及び還付加算金の割合の見直し	そ の 他		

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その6)

区 分			平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	区 分		
市 町 村 民 税	税	個 人	・ 定率減税15% ・ 所得割 非課税基準引上げ ・ 特定扶養控除額の 引上げ	・ 定率減税15%	・ 定率減税15%	・ 定率減税15%	・ 定率減税15% ・ 非課税限度額の引下 げ	・ 定率減税15% ・ 配偶者特別控除 (上乗せ分) の廃止	・ 定率減税7.5% ・ 非課税限度額の引下 げ ・ 老年者控除の廃止 ・ 65歳以上の者に対す る非課税措置を段階 的に廃止	・ 定率減税の廃止 ・ 所得割 比例税率化	・ 地震保険料控除 の創設	・ 公的年金からの特別 徴収制度の開始 ・ 寄附金控除の拡充	市 町 村 民	税	個 人
		率 法 人													率 法 人
	そ の 他		所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,714千円 ・ 事業所得者(白色) 1,720千円	同左	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,771千円 ・ 事業所得者(白色) 1,760千円	同左	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,757千円 ・ 事業所得者(白色) 1,750千円	同左	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,714千円 ・ 事業所得者(白色) 1,720千円	同左	同左	同左	税	そ の 他	
固 定 資 産 税	税 率						(制限税率廃止)						固 定 資 産 税	税 率	
	そ の 他		・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る税負担の 調整措置の実施 ・ 商業地等に係る税負 担の上限の引下げ (平成12・14年度)	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る税負担の 調整措置の実施	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 郵政公社設立に伴い 、日本郵政公社有資 産所在市町村納付金 制度の創設	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る税負担の 調整措置の実施	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化		そ の 他	
市 町 村 た ば こ 税						・ 税率の改正 1,000本につき2,977円			・ 税率の改正 1,000本につき3,298円				市 町 村 た ば こ 税		
そ の 他			都市計画税 ・ 商業地等に係る税負 担の上限の引下げ (平成12～14年度)		特別土地保有税 ・ 徴収猶予制度の拡充	特別土地保有税 ・ 当分の間、新たな課 税の停止 事業所税 ・ 新增設に係る事業所 税の廃止			軽自動車税 ・ 制限税率の引き上げ				そ の 他		

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その7)

区 分			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	区 分		
市 町 村 民 税	税	個 人	・ 個人住民税の住宅ローン特別控除の創設 ・ 上場株式等に係る配当所得と譲渡損失の損益通算特例の創設		・ 扶養控除等の見直し ・ 寄附金税制の拡充	・ 介護医療保険料控除の創設 ・ 保険（新契約）の控除額変更	・ 均等割額の引き上げ ・ 給与所得控除等の見直し	・ 住宅ローン控除の拡充 ・ 少額投資非課税制度（NISA）の拡充 ・ ふるさと寄付金の拡充 ・ 他市町村へ転出した場合の特別徴収の継続	・ 公的年金からの特別徴収に係る仮徴収税額の算定方法の見直し ・ 少額投資非課税制度（NISA）の拡充	・ 給与所得控除の上限額の引下げ ・ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設	・ 給与所得控除の上限額の引下げ ・ 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲のための所得割の税率の変更	・ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し ・ 配偶者控除等の見直しに伴う調整控除への所要の措置 ・ 少額投資非課税制度（NISA）に関する改正	市 町 村 民	税	個 人
		法 人						・ 法人税割 標準税率9. 7% （制限税率12. 1%） （平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から適用）				・ 法人税割 標準税率6. 0% （制限税率8. 4%） （令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から適用）			法 人
		そ の 他	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2, 714千円 ・ 事業所得者（白色） 1, 720千円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	税	そ の 他
	固 定 資 産 税	税	率											固 定 資 産 税	税
そ の 他		・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 非課税等特別措置の整理合理化 ・ 土地に係る税負担の調整措置の実施 ・ 住宅用地にかかる税負担の据置措置の段階的廃止	・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 非課税等特別措置の整理合理化 ・ 土地に係る税負担の調整措置の実施	・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 非課税等特別措置の整理合理化 ・ 土地に係る税負担の調整措置の実施	・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 非課税等特別措置の整理合理化	そ の 他		
市 町 村 た ば こ 税			・ 税率の改正 1, 000本につき4, 618円			・ 税率の改正 1, 000本につき5, 262円			・ 紙巻たばこ三級品の特例税率の段階的廃止		・ 税率の改正 1, 000本につき5, 692円 （平成30年10月1日以降）		市 町 村 た ば こ 税		
そ の 他								軽自動車税 ・ 標準税率の引き上げ				軽自動車税 ・ 「環境性能割」を創設、現行の軽自動車税は「種別割」と変更 （令和元年10月1日以降）	そ の 他		

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その8)

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 町 村 民 税	税	個 人	・ふるさと寄附金制度の見直し ・住宅ローン控除の拡充	・給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 ・給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直し ・ひとり親控除の創設 ・寡婦(寡夫)控除の見直し	・住宅ローン控除の特例の延長等 ・特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得の申告手続の簡素化 ・国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置
		率			
	そ の 他	法 人			
			所得割の非課税標準世帯 ・給与所得者 2,715千円 ・事業所得者 1,720千円	所得割の非課税標準世帯 ・給与所得者 2,715千円 ・事業所得者 1,820千円	同左
固 定 資 産 税	税 率				
	そ の 他		・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化 ・土地に係る税負担の調整措置の継続実施 ・税額が増加する土地に係る前年度課税標準額の据置措置（令和3年度限り）	・非課税等特別措置の整理合理化 ・土地に係る税負担の調整措置の継続実施 ・商業地等に係る課税標準額の上昇幅の引き下げ（令和4年度限り）
市 町 村 た ば こ 税			・税率の改正 1,000本につき6,122円 (令和2年10月1日以降)	・税率の改正 1,000本につき6,552円 (令和3年10月1日以降)	同左
そ の 他					